

第3回 東大和市緑の基本計画改定懇談会 [主な意見と対応(案)]

主な意見・質問	対応
1. 地域別懇談会について	
(1) 意見を聞くための地域別懇談会なので、若い方も参加しやすい配慮が大切である。	・今後、同様の取組みを行う場合には、多くの方が参加できるような日程調整を行う。
2. 緑と水の基本方針の見直し方針案について	
(1) 「C：施策の方針/施策及び取組み（見直し案）」の「11 前川の維持・保全」について、市民から「前川は生物が生息できない状態なので、環境改善をしてほしい」と要望があるが、「維持・保全」は、「環境改善」に代わるものとして適切なのか。「11 前川の環境改善」としてはどうか。	・前川は現在、環境改善の取組みとして、具体的に挙げられないため、「維持・保全」と表記している。 ・改定後の計画は出来るだけ実現性を高めたい。
(2) どのような環境改善を行っていくかについては、予算を含めて、計画に落とし込んでいく必要がある。ただ「維持・保全」では今のままという表現になるので、市民の要望に応じておらず、切り捨てたという印象を受けてしまう。	
(3) 「C：施策の方針/施策及び取組み（見直し案）」で「10 奈良橋川における環境整備」、「11 前川の維持・保全」と川ごとに施策を挙げているので、前川も積極的に目標を掲げるべきではないか。	
(4) 「C：施策の方針/施策及び取組み（見直し案）」の「11 前川の維持・保全」、「13 野火止用水の保全」について、「維持・保全」と「保全」の違いは何か。	・「維持・更新」、「維持・保全」、「保全・活用」「管理」、「保全」「活用」など表現が統一されていないため統一する。
(5) 「C：施策の方針/施策及び取組み（見直し案）」の「22 空き地等の活用による公園的空間の創出」について、「公園的空間」とは何か。	・民有地でも一般の方が使える公園のような場所のことを示している。 ・「空き地等の活用による公開緑地の創出」に修正する。
(6) 「A：施策の方針/施策及び取組み（現行計画）」の「89 ア新築・改装時等の緑化指導」について、緑化指導とはどのような指導か。	・建物を建てる際に不動産会社が市に対して申請を行い、その際に緑化の基準に基づいた指導を行っている。
(7) 家を購入後、木を抜いて、砂利を敷き詰めるケースをよく見るが、購入者への緑化指導はされていないのか。	・販売時に緑化を推奨するよう業者にお願いしたり、市報を使って呼びかけをしたりしているが、直接、個人宅へ訪問しての指導は行っていない。
(8) 景観に関する条例を作ることはできないのか。	・植栽に関して、どこまで住民に協力・理解してもらえるか、また、維持・管理等のルールも決めないと条例を作るのは難しい。
(9) 「A：施策の方針/施策及び取組み（現行計画）」の「94 不要樹木のリサイクル」について、具体的に何を行うのか。	・建物の建て替え時に不要となった庭木を他の人に譲るといった意味の「不要樹木のリサイクル」である。 ・現行計画では施策に組み込まれているが、現状では難しいため、改定後の計画では、廃止とする。
(10) 「C：施策の方針/施策及び取組み（見直し案）」の「30 都市基幹公園の維持・更新」について、「整備」が「維持・更新」に変わって良いのか。整備は十分に果たされたということか。また、公園を生かすということや、公園サービスを高めることについてはどのように考えているのか。	・「C：施策の方針/施策及び取組み（見直し案）」の「33 特色のある公園づくりの推進」で既存公園を活かす活動を行っている。特色のある公園から外れて公園は、「維持・管理」を行っていく。 ・「C：施策の方針/施策及び取組み（見直し案）」に「52 民間活力による公園の計画・整備・整理」とあるが、既存公園をどう生かすかを考える前に課題が整理しきれていないため、消極的な表記になっている。

主な意見・質問	対応
2. 緑と水の基本方針の見直し方針案について	
<p>(11) 「A：施策の方針/施策及び取組み（現行計画）」の「84〈1〉住宅地の緑化」と「85〈2〉工場等の緑化」は「B：廃止・統合理由や市民ニーズ等」で「私有地の緑化については、協働の取組みが主体となり、市では緑化の「推奨」となるため、基本方針4に移行する」と記載しているのにも関わらず、「C：施策の方針/施策及び取組み（見直し案）」では、「② 私有地の緑化」と表記されているのは何故か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「C：施策の方針/施策及び取組み（見直し案）」の「②私有地の緑化」について、基本方針4に移行する。
<p>(12) 「C：施策の方針/施策及び取組み（見直し案）」に「〈2〉私有地の緑化促進」、「〈1〉緑化推進重点地区の緑化等の推進」とあるが、「促進」と「推進」は何が違うのか。また、「C：施策の方針/施策及び取組み（見直し案）」に「〈1〉保存生垣の指定制度の充実」とありますが、補助金もないのに何が「充実」なのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「〈2〉緑化の奨励」に修正する。 ・保存樹木や保存生垣に指定した民家について、市のHPや市報などで紹介しているが、「充実」と表現するには語弊があるため、基本方針4に移行し、「62 保存生垣制度活用の奨励」と修正する。
<p>(13) 「B：廃止・統合理由や市民ニーズ等」に「①狭山丘陵の大半が都用地、都の都市計画緑地に指定され、都による保全や活用に関する方針が示されていることなどから廃止する」とありますが、都との話し合いがあったのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都との話し合いは行っていない。 ・狭山丘陵は都市計画緑地と都立自然公園に指定されており、都立自然公園については保全と活用の方針が示されている。また、国から近郊保全区域にも指定され、方針も示されているため、今回の改定では廃止とする。
<p>(14) 「B：廃止・統合理由や市民ニーズ等」に「②「都市緑地法」の改正により、民間企業との連携が推奨されているため、新規の取組みとする」とあるが、法改正前と改正後で何が変わったのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法では、法改正前から民間の企業が公園内に施設を設置することができましたが、法改正により、公園内に施設を設置した民間企業の収益で公園の整備を行う「公募設置管理制度（Park-PFI）」ができましたので、活用するために施策として取り入れている。 ・また、都市公園法の改正内容に関わっているため、「②「都市公園法」の改正により、」と修正する。
<p>(15) 目標の指標は都市計画決定されている面積ではなく、供用面積にすると前回の改定懇談会で説明を受けたが、「⑩住区基幹公園の誘致距離標準の数値表示を廃止しており、市で新たに用地を確保して住区基幹公園を整備していくことは難しく、多様な緑地保全制度の組み合わせによる緑の空間の適正な配置が求められるため、見直し・統合する」とある。供用面積を指標とするのは、厳しいのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目標量及び指標については、次回の改定懇談会での議題とする。
3. その他	
<p>(1) オオムラサキをたくさんの方に見て欲しい反面、乱獲される可能性もある。採集に対する規制はできるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条例を制定すれば、規制は可能である。